札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月 26 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 14 号

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和２７年条例第６８号）の一部を次のように改正する。

(1)　第１条中「第３９条第２項及び第７３条第２項（法第９１条第２項において準用する場合を含む。）」及び「の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収」を削る。

(2)　第２条中「得た額」の次に「。次条第１項において同じ。」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（入札占用指針における占用料の額の最低額の下限額）

第２条の２　法第３９条の２第５項の条例で定める額（次項において「占用料の額の最低額の下限額」という。）は、別表に定めるところにより算定した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料の額の最低額の下限額を別に定めることができる。

(3)　別表中

「

令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設	占用面積１平方メートルにつき１月	250円	190円	130円

を

」

「

<table>
<tr><td colspan="2">令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設</td><td>占用面積1平方メートルにつき1月</td><td>250円</td><td>190円</td><td>130円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令第7条第9号に掲げる施設</td><td>建築物</td><td rowspan="2">占用面積1平方メートルにつき1年</td><td colspan="3">Aに0.012を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td colspan="3">Aに0.009を乗じて得た額</td></tr>
</table>

」に

改める。

附　則

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項又は第３項の許可に係る占用料について適用し、同日前の当該許可に係る占用料については、なお従前の例による。